●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て 健診センター内) ☎096(294)1075

Health Communication

■平成30年度接種対象者

●日本脳炎予防接種

積極的勧奨の差し控えの影響で日本脳炎予防接種を受け られなかった人(平成7年4月2日生まれ~平成19年4月1 日生まれの人)は、定期接種として予防接種を受けられます。 積極的にお勧めする人は表のとおりです。

予診票は、子育て・健診センターで接種履歴を確認して、 渡しています。接種間違いを防ぐために、必ず母子手帳を 持参してください。

平成30年度の日本脳炎予防接種の積極的勧奨対象者

(まだ接種していない人が対象です)

平成30年度に9歳に達する人および、 平成12年4月2日~平成13年4月1日生まれ

平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれで20歳未満の 人は、特例対象者です。

日本脳炎接種を既定回数していない人は、定期接種として未 接種分を接種できます。

●MR (麻しん・風しん)ワクチン第2期対象者

●二種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチン第2期対象者

ワクチン第2期

平成24年4月2日~平成25年4月1日 生まれの人

二種混合(ジフテリア・ 平成18年4 破傷風)ワクチン第2期 生まれの人 平成18年4月2日~平成19年4月1日

●接種期間:平成31年3月末日まで 対象者にはお知らせと予診票を郵送します。できるだけ早め に接種しましょう。

●高齢者用肺炎球菌予防接種対象者

今までこのワクチンを接種したことがない、下の表の人が対 象です。対象者には案内と申し込み書を個別に通知しますので、 ご確認ください。

平成30年度の接種対象者

(今まで接種したことがない人が対象です)

昭和29年4月1日生まれ 昭和18年4月2日~

昭和28年4月2日~

昭和13年4月2日~ 昭和14年4月1日生まれ 昭和19年4月1日生まれ

昭和23年4月2日生~

昭和24年4月1日生まれ

- 昭和8年4月2日~
- 90 歳 昭和3年4月2日~ 昭和9年4月1日生まれ 昭和4年4月1日生まれ 100 大正7年4月2日~ 歳 大正8年4月1日生まれ 大正12年4月2日~ 大正13年4月1日生まれ
- ・60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能 などに障害がある人(身体障害者手帳1級相当)も対象です。 詳しくは、お問い合わせください。
- ※過去に「ニューモバックスNP (23価肺炎球菌莢膜ポリサッ カライドワクチン) | を接種したことがある人は、費用助成の 対象外となります。

体にす ます るために行 き、町が実施す かな ます

法律に基づ 四種混合、 定期接種は現在 風 (しん)、 B C G 水痘、 不活化ポリ 型肝炎、 日本脳炎、 る接種 接種は、 ź, 二種混 は 、「任意接種」 M R 「定期接種」 肺炎球菌、 合 (麻 し 子

法とい た強

予防接種の

お知ら

子どもの予防接種を受ける時の注

ま

子どもが接種するときは保護者が 調が良 詳し の予防接 くは通 時に受けまし 知などでお知 は 療機関で 5 せします 施し 7

母子手帳(子どもが接種する場合) 同伴できない をお持ちください 17 合わせくださ 場 合は委任状が必要で 61 と住所が分

年齢や接種間隔に間違い もう一度確認 は ませ

かるため、

食中毒発生の危険があり

普段の料理以上に気をつ

けま

特にお弁当は作

って

いから食べ

るま

での

十分に加熱しまし

よう。

すば

やく調理

しま まし

よう。

清潔に調理し

よう。 し

の三原則

ことも

あります。

予防接種の効果や副反応に

ることが大切で

て、

宮頸が

ん予防の各ワクチ

などが

きあり

ま す

法律が改正され定期接種の種類が変更になる

食中毒! に注意し ま

|勧奨を差

控

遠足や くなり ŧ た。 ます 気温が高くなると食中 食品の衛生的な取 0 毒が ŋ 多 扱 67

ŋ

平成30年~32年度分の

介護保険料を見直しました



■問い合わせ 役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511

■介護保険料が変わります

高齢者数の増加に伴い、介護サービスを利用する人も増加すると見込んでいます。平成30年度から平成 32年度の3年間分の介護サービスなどをまかなう費用を試算し、介護保険料を計算した結果、次のように ※介護保険料基準額 平成27~29年度 5,600円 → 平成30~32年度 6,750円

■あなたの介護保険料は?

以下ですか?

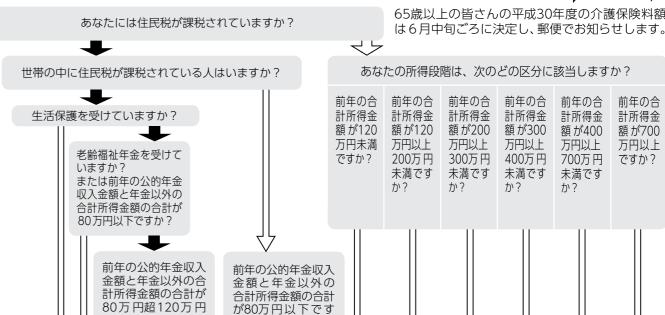
前年の公的年金収

入金額と年金以外

の合計所得金額の

合計が120万円を

超えていますか?



第9段階 第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 第5段階 第6段階|第7段階 第8段階 第10段階 第11段階 保険料率 0.75 0.90 1.00 1.70 1.90 0.45 0.70 1.20 1.30 1.50 6,750円 (基準額) 4.725⊞ 5,062円 6,075F 12,825円 月額保険料 3.037円 8,100円 8,775 10,125円 11,475円 11,812円 年額保険料 36,440円 56,700円 60,740円 72,900円 81,000円 97,200円 105,300円 121,500円 137,700円 141,740円 153,900円

前年の公的年金収

入金額と年金以外

の合計所得金額の

合計が80万円を

超えていますか?

・・前年の税法上課税対象となる公的年金など(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含ま 公的年金収入:

・前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額。税法上の各種所得控除(配偶者控除や医療費控除など)や株式な どの譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額です。ただし、土地・建物などの譲渡所得の特別控除は控除します。なお、合計所得 がマイナスの場合は、0円として計算します。

●平成30年度分からの変更点

第1段階から第5段階の人は、「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」 を用いて保険料を計算していましたが、1月1日時点で64歳と65歳以上の人では公的年 金などから控除される額が異なるため、同じ年金収入の人でも保険料額に差があったため、 平成30年度分からは「年金所得を控除した金額」で計算することになりました。

介護保険は、皆さんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、 だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れず納めましょう。



17 広報おおづ 2018.4